

平成26年11月25日付事務連絡にて
総務省地域力創造グループ地域自立応援課より通知

「定住自立圏構想推進のための地方財政措置について」より抜粋

(1) 対象団体

定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及び当該中心市と定住自立圏形成協定を締結した近隣市町村。

(2) 対象経費

①中心市における対象経費

- ・定住自立圏共生ビジョンに記載されている事業に要する経費
- ・定住自立圏共生ビジョン懇談会の開催に要する経費（旅費、謝金）
- ・定住自立圏の取組について、圏域住民への普及啓発に要する経費

ただし、事業費から国庫補助金等の特定財源の額及び他の特別交付税措置の算定項目により措置された額を控除した額に限るものとする。

また、地方自治体職員の給与又は給与に相当する経費についても、対象としないものとする。

②近隣市町村における対象経費

- ・定住自立圏共生ビジョンに記載されている事業に要する経費
- ・定住自立圏の取組について、圏域住民への普及啓発に要する経費

ただし、事業費から国庫補助金等の特定財源の額及び他の特別交付税措置の算定項目により措置された額を控除した額に限るものとする。

また、地方自治体職員の給与又は給与に相当する経費についても、対象としないものとする。

(3) 措置額

①中心市の措置額

(2) ①の対象経費の一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額とする。ただし、その額が次に掲げる算式により得た額を超えるときは、次の算式により得た額を上限とする。

算式

$$1,000万円 + 7,500万円 \times (A \times \alpha + 1) \times (B \times \beta + 1) \times (C \times \gamma + 1)$$

A：(当該定住自立圏の近隣市町村の合計人口／全定住自立圏の近隣市町村における1圏域当たりの平均人口) - 1

B：(当該定住自立圏の近隣市町村の合計面積／全定住自立圏の近隣市町村における1圏域当たりの平均面積) - 1

C：(当該定住自立圏の近隣市町村数／全定住自立圏の近隣市町村における1圏域当たりの平均市町村数) - 1

$\alpha \sim \gamma$ ：AからCまでの各項目の標準偏差を概ね一致させるための調整係数上記Aの人口及びBの面積については、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成22年10月1日現在の数値（平成22年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあつては、合併関係市町村における平成22年10月1日現在の数値の合計をいう。）を用いることとする。

なお、「全定住自立圏の近隣市町村」とは、特別交付税措置の算定を行う年度の11月1日現在において、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市と定住自立圏形成協定を締結した近隣市町村、下記イ又はウにより近隣市町村とみなす近隣地域の合併関係市町村及び下記オに該当する中心市と合併を行った圏域内の近隣市町村をいう。

②近隣市町村の措置額

(2) ②の対象経費の一般財源の合計額とする。ただし、合計額が1,500万円を超えるときは、1,500万円を上限とする（複数の中心市と定住自立圏形成協定を締結している場合において同じ）。なお、定住自立圏共生ビジョン策定後に圏域内の近隣市町村同士が合併した場合にあつては、当該合併を経た近隣市町村については、当該定住自立圏共生ビジョンの期間中に限り、合併関係市町村数に1,500万円を乗じて得た額を上限とする。

定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、地域住民の生命と暮らしを守る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して財政措置を講じる。

- | | |
|---|---|
| <p>1. 中心市及び近隣市町村の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）</p> <ul style="list-style-type: none">中心市については、1市当たり年間8,500万円程度（H25年度までは4,000万円）を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定近隣市町村については、1市町村当たり年間1,500万（H25年度までは1,000万円）を上限 <p>2. 地域活性化事業債の充当</p> <ul style="list-style-type: none">圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当。（充当率：90%、交付税算入率：30%） <p>3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）</p> <ul style="list-style-type: none">圏域外における専門性を有する人材の活用 上限700万円、最大3年間の措置 | <p>4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、償還利子の50%に特別交付税(2) ふるさと融資の融資限度及び融資比率の引き上げ
（例：融資比率35%→45%） <p>5. 個別の施策分野における財政措置</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）(2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充
措置率0.6→0.8 <p>6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加</p> <ul style="list-style-type: none">・辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能 |
|---|---|

※このほか、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択もある。

定住自立圏の取組に係る特別交付税措置の拡充等について

- 全国展開から概ね5年が経過し、全国で着実に取組が進んできた一方、地方圏を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることを踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）」において、定住自立圏構想を強力に進めていくため、適切な財政措置のあり方等についての検討が求められたところ。
- これらを踏まえ、平成25年7月から研究会（座長：後藤春彦早稲田大学創造理工学部長）を設置し、定住自立圏における適切な財政措置のあり方等について、平成26年3月に最終報告をとりまとめたところ。

【定住自立圏構想の今後のあり方に関する研究会 最終報告書（平成25年3月） 抜粋】

4. 定住自立圏構想の今後のあり方

特に医療・福祉、公共交通、経済活性化の3分野の取組についてはより重要性が増すことから、中心市・近隣市町村の果たすべき役割を踏まえ、3分野の財政需要に応じた財政措置の見直しが必要

平成26年度からの対応

これらを踏まえ、本構想を一層推進していくため、定住自立圏の取組に係る特別交付税措置について、下記のとおり拡充することとする。

○ 中心市 : (上限額4,000万円程度→) 上限額8,500万円程度

・対象経費の8割を措置 ・「人口」「面積」などを勘案して措置上限額を算定(※)

※ 上記拡充に併せ、より圏域の規模に応じた財政措置となるよう、①中心市の措置上限額の算定に係る見直し・簡素化を行うとともに、②合併1市に対する措置上限額の算定における特例（旧中心市を除く）合併関係市町村1団体あたり500万円を措置上限額に加算）を廃止する見直しを行うこととする。

○ 近隣市町村: (上限額1,000万円→) 上限額1,500万円

・対象経費の10割を措置（従前と同様）

協定で規定する取組

定住自立圏全体の活性化を通じて人口の定住を図るという観点から、様々な政策分野において具体的に連携を図っていくことを、協定に規定する。

その上で、特に連携する具体的事項については、地域の実情に応じて柔軟に定めるが、「集約とネットワーク」の考え方を基本として人口定住を図るために必要な生活機能を確保するという観点から、定住自立圏構想の3つの視点ごとに、各地域の具体的な取組を1つ以上規定する。

生活機能の強化

- a 医療
- b 福祉
- c 教育
- d 土地利用
- e 産業振興

結びつきやネットワークの強化

- a 地域公共交通
- b デジタル・デバイドの解消
へ向けたICTインフラの整備
- c 道路等の交通インフラの整備
- d 地域の生産者・消費者等の
連携による地産地消
- e 地域内外の住民との交
流・移住促進
- f 上記のほか、結びつきや
ネットワークの強化に係る取組

**圏域マネジメント
能力の強化**

- a 中心市等における人材
の育成
- b 中心市等における外部
からの行政及び民間人
材の確保
- c 圏域内市町村の職員等
の交流
- d 上記のほか、圏域マネジ
メント能力の強化に係る取
組

定住自立圏における取組例

政策分野別取組状況

定住自立圏85圏域（平成27年2月27日時点）における主な取組例と圏域数

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療 84圏域	医師派遣、適正受診の啓発、休 日夜間診療所の運営等
福祉 65圏域	介護、高齢者福祉、子育て、 障がい者等の支援
教育 67圏域	図書館ネットワーク構築、文化・ス ポーツ交流、公共施設相互利用等
産業振興 81圏域	広域観光ルートの設定、農産物 のブランド化、企業誘致等
環境 36圏域	低炭素社会形成促進、バイオ マスの利活用等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通 82圏域	地域公共交通のネットワー ク化、バス路線の維持等
ICTインフラ整備・利活用 37圏域	メール配信による圏域情報の共有等
交通インフラ整備 51圏域	生活道路の整備等
地産地消 41圏域	学校給食への地元特産物の 活用、直売所の整備等
交流移住 63圏域	共同空き家バンク、圏域内イベ ント情報の共有と参加促進等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修・人事交流 71圏域	合同研修の開催や 職員の人事交流等
--------------------------	----------------------

外部専門家の招へい 32圏域	医療、観光、ICT等の 専門家を活用
--------------------------	-----------------------

※各団体の協定書から総務省作成。全体整理の観点から取組を分類したため、各団体による協定書の分類の合計とは必ずしも一致しない。